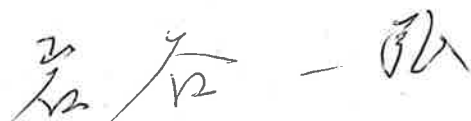


春日部市規則第44号

春日部市物品売買等入札審査委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 4 月 23 日

春日部市長

A handwritten signature in black ink, consisting of stylized characters that appear to be '春日部市長' (Mayor of春日部市).

## 春日部市物品売買等入札審査委員会規則の一部を改正する規則

春日部市物品売買等入札審査委員会規則（平成30年規則第54号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(小委員会の委員) 第4条 総務部長、 <u>総務部参事</u> 、政策企画課長、財政課長、管財課長、契約課長、会計課長、教育総務課長 3 小委員会の副委員長は、 <u>総務部参事</u> をもって充てる。	(小委員会の委員) 第4条 総務部長、 <u>総務部次長</u> 、政策企画課長、財政課長、管財課長、契約課長、会計課長、教育総務課長 3 小委員会の副委員長は、 <u>総務部次長</u> をもって充てる。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。